

中国進出企業のリスクマネジメントに関する小論

～その三 営業秘密保持義務及び競業避止義務条項を含む労働契約の締結に向けて～

城西支部顧問 田口研介

はじめに

近年、自社単独または現地企業との合弁出資により多数の中小製造企業が中国に進出しているが、自社の大切な営業秘密が社外に流出して深刻な被害に遭っている企業が存在している。このような被害を未然に防止するリスクマネジメントの一環として、代表者と労働者との間で締結する労働契約書の中で営業秘密保持義務と競業避止義務の条項を明示することが不可欠である。今回の小論では中国の現行法の中から双方の義務条項と関連のある法律を選んで、条文解釈を試みた。なお、条文解釈にはジェットロ作成による「中国における営業秘密管理」の添付資料の翻訳版を参考にしている。

I. 営業秘密保持義務及び競業避止義務の関連法と条文解釈

1. 民法通則

第118条（知財権の侵害に関する規定）

公民及び法人の著作権、特許権、発見権、発明権及びその他の科学技術の成果権が改竄、冒用等の侵害を蒙ったときは、公民及び法人は、侵害の停止、影響の除去及び損害賠償を請求する権利を有する。

2. 契約法

第42条（契約締結上の過失）

当事者が契約締結の過程において以下の事由により、相手方に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

- ①契約締結の名目を利用して、悪意を以って協議を進めた場合
- ②契約の締結に関する重要事項を故意に隠し、または虚偽の状況を提供した場合
- ③その他、信義誠実の原則に背く行為が存在した場合

第43条（営業秘密の保持義務）

当事者は契約締結の過程において知ることになった営業秘密について、契約が成立したか否かに関わらず、漏洩し、不当に使用してはならない。当該営業秘密を漏洩し、または不当に使用して相手方に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

第60条（当事者の義務）

当事者は信義誠実の原則に従い、契約の性質、目的及び取引慣行に従い、通知、協力、秘密保持の義務を履行しなければならない。

第92条（権利義務消滅後の当事者の義務）

契約上の権利義務の消滅後においても、当事者は信義誠実の原則を順守し、取引慣行に従い、通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない。

3. 不正競争防止法

第10条第1項（営業秘密の侵害行為）

次の各号に掲げる手段により権利者の営業秘密を侵害してはならない。

- ①窃盗、利益誘導、脅迫、その他不正手段

により権利者の営業秘密を取得すること。

②前号の手段により取得した権利者の営業秘密を公開し、使用し、または他人に使用を許諾すること。

第10条第2項（第三者の侵害行為）

前項に掲げる違法行為を明らかに知り、または知り得る第三者が他人の営業秘密入手し、使用または暴露したときは、営業秘密を侵害したものと見做す。

第10条第3項（営業秘密の定義）

営業秘密とは公衆に知られておらず、権利者に経済的な利益を齎すことができ、実用性を備え権利者が営業秘密を保持する措置を講じている技術情報及び経営情報を言う。
（筆者の注釈）

①技術情報とは

国内事業者が保有する非公知の技術を指し、生産活動の経験上または技術開発の課程において取得しかつ実用性のある技術に関する情報を言う。具体的には製造技術、設計方法、製品調合、研究手段、工程フロー、技術規範、操作技術、測定方法の知識と経験、技術水準、新技術や代替技術の予測、新技術の影響予測等が該当する。

②経営情報とは

国内事業者が保有する外部秘密性があり、経営活動に密接に関わる情報に基づく諸計画や各種の管理モデルを言う。具体的には経営方針、経営戦略、財務計画、組織計画、調達計画、生産計画、販売計画、人事・労務計画、及び販売状況、販売地域、顧客リスト、営業活動計画、広告計画が該当する。

第20条（営業秘密侵害の損害賠償責任）

本法の規定に違反し、権利者に損害を与えた事業者は損害賠償責任を負わなければならない。損害を受けた権利者に対する損害賠償額が計算し難いときは、当該事業者の権利侵害期間において得た利益の額とする。当該事業者は損害を受けた権利者が自身の合法的な権利を侵害した不正競争行為を調査するために支払った適正な費用を負担するものとする。不正競争行為により損害を受けた者は人民法院に訴訟を提起することができる。

4. 労働法

第22条（営業秘密の保持）

労働契約の締結時において当事者間で権利者（使用者）の営業秘密保持に関する事項につき約定することができる。

第102条（労働者の賠償責任）

労働者が本法に定める条件に違反して労働契約を解除し、または労働契約に約定する営業秘密の保持の事項に違反し、権利者（使用者）に経済的損失を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

5. 労働契約法

第1条（本法の目的）

契約当事者の権利と義務を明示するとともに、労働者の合法的な権益を擁護することにより、安定的な労働関係の構築と発展を目的として本法を制定する。

第2条（本法の執行）

中国企業、公的機関、社会团体と労働者との間において労働契約を締結、履行、変更、解除または終了する場合、本法を執行する。

第3条（使用者と労働者の義務）

労働契約の締結に当たり、使用者と労働者は適法性、公平性、平等性、自由意思、誠実信義の原則を遵守しつつ、本法に基づいて約定した事項を履行する義務を有する。

第17条（労働契約書の記載事項）

労働契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

使用者の名称、住所及び法定代表者または主要な責任者、労働者の氏名、住所及び住民身分証明書またはその他の有効な身分証明書の番号、労働契約の期限、業務内容及び勤務地、勤務時間及び休憩または休暇、労働報酬、社会保険、労働保護、労働条件及び職業危害の防護、法律、法規が労働契約に含めるべきと規定する他の事項

労働契約書には、前項に規定する記載事項の他、使用者と労働者との試用期間、研修、営業秘密の保持、補充保険及び福利厚生等の事項を約定することができる。

第23条（営業秘密保持及び競業避止に関する約定）

使用者（権利者）は、労働者との間で締結する労働契約書の中で使用者の営業秘密及び知的財産権に関する秘密保持の義務に関する事項を約定することができる。

秘密保持の義務を負う労働者に対して使用者は、労働契約書または秘密保持契約書において労働者と競業避止条項を約定し、労働契約の解除または終了後、競業避止の期間内において、労働者に毎月、経済補償金の支払を約定するものとする。労働者が競業避止の約定に違反した場合、労働者は使用者に違約金を支払わなければならない。

第24条（競業避止の対象者及び避止期間）

競業避止の対象者は、使用者の高級管理職、高級技術者及び営業秘密保持の義務を負うその他の者とする。競業避止の範囲、地域、期間については、使用者と労働者との間で約定するものとする。なお、競業避止の約定については他の法律、法規の規定に違反してはならない。

労働契約の解除または終了後において前項に規定する労働者等が使用者と同種の製品を生産もしくは経営し、同種の業務に従事する他の使用者の下に行く競業行為または自ら開業して同種の製品を生産もしくは経営し、または同種の業務に従事する競業行為の避止期間は、2年を超えてはならない。

第90条（労働者による営業秘密の保持の義務違反に対する罰則規定）

労働者が本法の規定に違反して労働契約を解除し、労働契約に約定した営業秘密の保持の義務もしくは競業避止の義務に違反して、使用者に損失を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

6. 民事訴訟法

第66条（証拠に対する質疑）

証拠は法廷に提示しなければならない。かつ当事者が相互に証拠に対する質疑を行わなければならない。

国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関する証拠についても、秘密を保持しなければならない場合においては、完全公開の形で提示してはならない。

7. 刑法

第219条（営業秘密の侵害罪及び刑事責任に関する事項）

次に掲げる営業秘密の侵害行為に該当し、営業秘密の権利者に多大の損害を齎した者は3年以下の懲役もしくは拘留に処し、罰金を併科する。特別に重大な結果を齎した者は、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

①窃取、利益誘導、脅迫、他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得する行為

前項の手段で取得した権利者の営業秘密を開示し他人が使用することを許可する行為

②約定に違反し、または営業秘密の保持に関する権利者の要求に違反し、知っている営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用することを許可する行為

③前項の行為であることを明らかに知り、または知るべきであるにも関わらず、権利者の営業秘密を取得し、使用し、または開示した者は、営業秘密の侵害と見做す。

本条の権利者とは営業秘密の所有者及び所有者の許諾を得た営業秘密の所有者をいう。

II. 条文解釈のまとめ

◇営業秘密保持義務の条文解釈のまとめ

①労働契約に際し権利者は労働者に使用者の営業秘密の保持義務を課することができる。

②営業秘密の基本要件は公衆に未知であること、経済的な利益を権利者に齎すこと、実用性を備えており、営業秘密を保持する措置が講じられている技術情報及び経営情報が該当する。

③権利者への損害賠償額が計算し難い場合、侵害者が権利の侵害期間において得た利益相当額に不正競争行為の有無を調査する目

的で権利者が支払った適正な費用を加算した金額を負担しなければならない。

⑤不正競争行為による権利侵害の場合、権利者は人民法院に訴訟することができる。

◇競業避止義務に関する条文解釈のまとめ

①労働契約の締結時、使用者は労働者の競業避止の制限条項を定めることができる。

②使用者は労働契約の終了及び解除後、労働者に競業避止期間の経済補償金を支払う。

③競業避止の約定に違反したとき、労働者は使用者に違約金を支払う義務がある。

④競業避止が適用される対象者は使用者の高級管理職員、高級技術職員及び営業秘密の保持義務を負う一般の労働者とする。

⑤競業避止制限の範囲、地域、期限は使用者と労働者との協議により取り決める。

⑥競業避止に関する制限条項については、他の関連法規に違反してはならない。

⑦競業避止の期間内において高級職員または一般労働者が使用者と同種の製品を生産したり、競合関係のある他の使用者に就職したり、自ら開業して使用者の製品を生産したり、使用者と同一の業務を行うことができるのは競業避止義務の解除か終了後、2年を超過する時点である。

あとがき（参考）

海外進出リスクは非常危険と事業危険に大別される。前者は戦争・内乱・政治体制・民族対立、為替相場変動が代表例であり、後者は外部要因と内部要因に分けられる。外部要因は現地政府の政策運営・外資奨励策の変更、インフラ、言語、文化、労働や取引慣行で、内部環境は派遣責任者の資質と能力、本社の管理システムが対象になる。